

定 款

公 認 会 計 士 協 同 組 合

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、公認会計士協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、全国47都道府県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、本組合が発行する協同組合ニュースに掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約の制定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正(条項に移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入れ
- (2) 組合員の金融相談及び金融機関に対する融資斡旋
- (3) 組合が指定する金融機関に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て
- (4) 組合員のための事業用建築物の設計、工事監督及び施工、並びにこれらの斡旋
- (5) 組合員のための事務用器具資材の共同購入
- (6) 組合員のための生命保険の募集及び損害保険の代理店業務
- (7) 組合員のための労働保険の保険料徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を

図るための教育及び情報の提供

- (9) 組合員の福利厚生に関する施設の運営及び福利厚生に関する事業
- (10) 組合員の紹介による斡旋事業
- (11) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、日本公認会計士協会の会員及び準会員(5号準会員を除く。)で、本組合の地区内に事務所又は住所を有するものとする。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は、総代会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後60日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

(法定脱退)

第13条 組合員は、次の事由に該当する場合は脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 監査法人の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名

(除名)

第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減少した額)を限度として払い戻すものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。

(使用料又は手数料)

第16条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第17条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第18条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第15条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第19条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称(監査法人にあっては、名称及びその代表者名並びに出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び事務所所在地又は住所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称（監査法人にあっては、名称及びその代表者名）及び事務所所在地又は住所を変更したとき
 - (2) 監査法人の出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

- 第20条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の決議により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第14条（除名）に掲げる行為のあった組合員
 - (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

- 第21条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 2 会計帳簿及びその事業に関する重要な資料は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間保存しなければならない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額及び最低出資口数)

- 第22条 出資1口の金額は、1,000円とする。
- 2 組合員は10口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

- 第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

- 第24条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第25条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、10円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第26条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理 事 25人以上35人以内

(2) 監 事 3人以上5人以内

(役員の任期)

第27条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理 事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監 事 4年又は任期中の第4回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第4回目の通常総代会が4年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員職務を行う。

(員外理事)

第28条 理事には、組合員又は組合員たる法人の役員でない者を2人を超えない範囲で選出することができる。

(員外監事)

第29条 監事のうち1名以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合員の理事若しくは使用人でなかった者でなければならない。

(理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第30条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、6人以上8人以内を常務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第31条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その業務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第33条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第34条 役員は、総代会において選挙する。

- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選者が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総代会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第35条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(役員の実任免除)

第36条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第37条 本組合は、理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

- 2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は本人の報酬の2年分相当額以内とする。

(顧問)

第38条 本組合に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の委嘱期間は、委嘱時の理事長の在任期間とする。

(相談役)

第39条 本組合に、相談役を置くことができる。

- 2 理事長は、本組合の会務の改善進歩に関し助言を得るため、組合員のうちから理事会の議決を経て、相談役を委嘱することができる。
- 3 相談役の委嘱期間は、委嘱時の理事長の在任期間とする。

(事務局)

第40条 本組合に、事務局を置く。

- 2 事務局は、本組合の会務に関する通常の事務を行うほか、組合員の業務に資するため、調査、統計及び資料の作成等を行う。
- 3 事務局の職制、その他必要な事項は細則をもって定める。

第6章 総会、総代会、理事会、常務理事会及び委員会

(総代会)

第41条 本組合は、総会に代わるものとして総代会を置く。

(総代の定数)

第42条 総代の定数は、101人以上120人以内とする。

(総代の任期)

第43条 総代の任期は、3年とする。

- 2 第27条第2項（役員の実任）の規定は、総代の任期に準用する。
- 3 総代の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された総代の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期満了又は辞任によって退任した総代は、その退任により、前条に定めた総代の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された総代が

就任するまでなお総代の職務を行う。

(総代の選挙)

第44条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから互選する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

第45条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時総代会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手續)

第46条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会通知の発出は、総代名簿に記載したその者の事務所所在地又は住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

第47条 総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第48条 総代は、第46条第1項（総代会招集の手續）の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総代会の議事)

第49条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総代会の議長)

第50条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第51条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第46条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総代会の議決事項)

第52条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1組員に対する貸付け、又は1組員のためにする債務保証の金額の最高限度
- (3) その他、理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第53条 総代会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (9) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第54条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

- 第55条 理事長は、理事会の日の7日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

- 第56条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長が可否を決定する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。
 - 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

- 第57条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総代会又は総会に提出する議案
 - (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項
- 2 前項第2号に定める事項について、急を要するときは、常務理事会がその議決を経て執行することができる。
 - 3 前項の規定に基づいて執行した事項については、その後最初に開催する理事会において、議決承認を得るものとする。

(理事会の議長及び議事録)

- 第58条 理事会においては、理事長がその議長となる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めたところに従い、他の理事がこれに当たる。
- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。
 - 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名

- (6) 議長の氏名
 - (7) 決議事項に特別利害関係を有する理事の氏名
 - (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
 - (10) 本組合と取引した理事の報告の内容の概要
 - (11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が理事会を招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議案の決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(常務理事会)

第59条 常務理事会は理事長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

- 2 第57条第1項第2号に定める事項以外の事項について、理事長、専務理事及び常務理事は、必要に応じて常務理事会の議決を経て業務を執行する。

(理事会の準用規定)

第60条 第54条(理事会の招集権者)、第55条(理事会招集の手続)、第56条(理事会の決議)、第58条(理事会の議長及び議事録)の規定は常務理事会に準用する。ただし、監事に関する部分は除く。

(総会の議決事項)

第61条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第62条 総会は、前条に掲げる事項を決議する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第63条 総会については、第46条から第51条まで(総代会招集の手続、臨時総代会の招集請求、書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使、総代会の議事、総代会の議長、緊急議案)及び第53条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第48条第2項(代理人による議決権の行使)中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第64条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第65条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第66条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度決算において総益金から総損金を控除した金額とする。ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第69条(特別積立金)、第70条(教育情報費用繰越金)及び第71条(配当又は繰越し)において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第67条 本組合は、加入金及び増口金は、資本準備金に繰り入れるものとする。

(その他資本剰余金)

第68条 本組合は、出資金減少差益(第15条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第69条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第70条 本組合は、第7条第8号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第71条 毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第66条の規定による法定利益準備金、第69条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第72条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第25条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第73条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、その他資本剰余金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

別表

No	地 域	定数
1	北海道地区（北海道）	2
2	東北地区（青森県、秋田県、岩手県、福島県、宮城県、山形県）	2
3	東京第一地区（千代田、中央、港、文京の4区）	8
4	東京第二地区（江戸川、葛飾、江東、墨田の4区）	4
5	東京第三地区（荒川、足立、板橋、北、台東、豊島、練馬の7区）	8
6	東京第四地区（新宿、杉並、中野の3区）	8
7	東京第五地区（世田谷、渋谷の2区）	6
8	東京第六地区（品川、目黒、大田の3区）	6
9	東京第七地区（東京都の23区を除く行政区域）	8
10	神奈川地区（神奈川県）	13
11	埼玉地区（埼玉県）	8
12	千葉地区（千葉県）	8
13	関・信地区（茨城県、群馬県、栃木県、長野県、新潟県、山梨県）	3
14	東海地区（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）	6
15	北陸地区（石川県、富山県、福井県）	1
16	京滋地区（京都府、滋賀県）	3
17	近畿地区（大阪府、奈良県、和歌山県）	19
18	兵庫地区（兵庫県）	2
19	中国地区（岡山県、島根県、鳥取県、広島県、山口県）	1
20	四国地区（愛媛県、香川県、高知県、徳島県）	1
21	北部九州地区（佐賀県、長崎県、福岡県）	1
22	南九州地区（大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県）	1
23	沖縄地区（沖縄県）	1
	合 計	120

改正

1. 昭和36年 5月29日改正 (昭和36年 8月26日認可)
2. 昭和38年 5月25日改正 (昭和38年 6月24日認可)
3. 昭和42年 5月26日改正 (昭和42年 7月 8日認可)
4. 昭和47年11月 7日改正 (昭和48年 3月30日認可)
5. 昭和49年 5月24日改正 (昭和49年 6月25日認可)
6. 昭和52年 5月25日改正 (昭和52年 6月28日認可)
7. 昭和55年 5月22日改正 (昭和55年 7月 7日認可)
8. 昭和56年 5月21日改正 (昭和56年 6月29日認可)
9. 昭和60年 5月23日改正 (昭和60年 6月15日認可)
10. 昭和63年 5月25日改正 (昭和63年 7月12日認可)
11. 平成 4年 5月26日改正 (平成 4年 6月16日認可)
12. 平成 5年 5月26日改正 (平成 5年 7月 2日認可)
13. 平成 8年 5月24日改正 (平成 8年 6月18日認可)
14. 平成 9年 5月23日改正 (平成 9年 6月10日認可)
15. 平成13年10月17日改正 (平成13年11月12日認可)
16. 平成15年 5月28日改正 (平成15年 6月30日認可)
17. 平成17年 5月26日改正 (平成17年 6月 3日認可)
18. 平成19年 5月28日改正 (平成19年 6月26日認可)
19. 平成20年 3月 4日改正 (平成20年 4月 8日認可)
20. 平成21年 9月 4日改正 (平成21年10月14日認可)
21. 平成22年 6月15日改正 (平成22年 8月 3日認可)
22. 平成24年 6月15日改正 (平成24年 7月 5日認可)